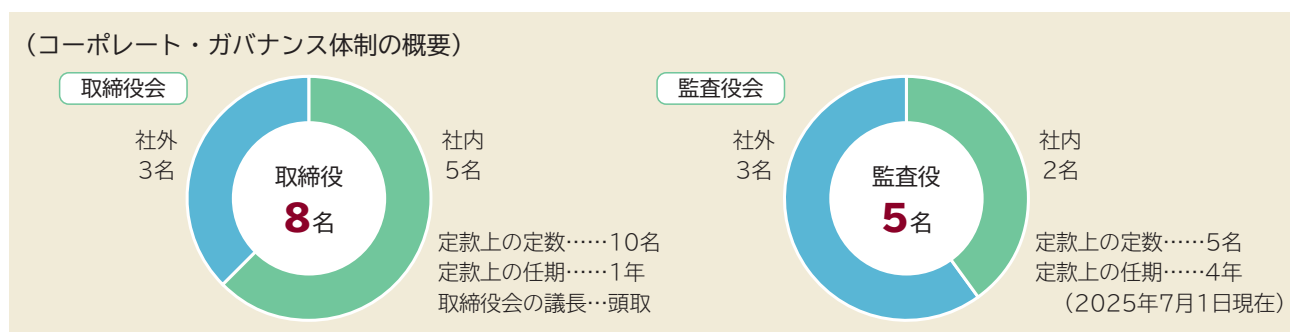


オ. **コンプライアンス委員会**…委員長は取締役頭取、委員は取締役および本部各部の部長のほか常勤監査役等をもって構成しており、法令、行内規程の遵守はもとより、社会規範に則した誠実かつ公正で透明性の高い企業活動の実現に向け、経営の観点からコンプライアンス全般を評価します。 **2回開催**（2025年3月期）

カ. **品質向上委員会**…2023年7月の業務改善計画に基づき、改善・再発防止に向けた取組みを着実に遂行し、諸施策の進捗状況の共有と方向性を定めることを目的として、2023年8月に新設しました。委員長は取締役頭取、委員は取締役および本部各部の部長のほか常勤監査役等をもって構成しています。 **12回開催**（2025年3月期）

キ. **弁護士・会計監査人等その他第三者の状況**…当行の会計監査人は、EY新日本有限責任監査法人です。そのほか法律事務所、税理士法人と顧問契約を締結し、適宜助言を受ける体制としています。

ク. **内部監査体制**…内部監査の専門部署である監査部が営業店、本部各部、連結子会社に対し、業務運営の適切性を検証するため、定期的に内部監査を実施し、その結果を取締役に報告しています。



▶ 取締役・監査役の選解任と指名方針

<取締役選任基準>

- ・ 取締役候補者(社外取締役以外の取締役をいう。以下同様。)は、当行の経営理念に対し、深い理解を持ち、その実現に向け、努力を惜しまない行動ができること。
- ・ 取締役候補者は、その職務の執行について十分な情報を収集するとともに、取締役会において積極的に意見を表明できること。
- ・ 取締役候補者は、取締役会に関する権利を適時かつ適切に行使し、当行の経営課題の解決を図ることができること。
- ・ 取締役候補者は、株主の信任に応えるべく、その期待される能力を発揮し、十分な時間を費やし取締役としての職務を執行できること。
- ・ 取締役候補者は、株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、当行及び株主共同利益のために行動できること。
- ・ 社外取締役候補者は、企業経営、金融、財務会計、法律等の分野で高い見識や豊富な経験を生かし、独立した客観的な立場から経営陣の職務執行を監督する資質を有すること。

<監査役選任基準>

- ・ 監査役候補者は、株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、良質な企業統治体制の確立に努力できること。
- ・ 監査役候補者は、会議等において能動的かつ積極的に権限を行使し、取締役等に適切に意見を述べるができること。
- ・ 社外監査役候補者は、企業経営、金融、財務会計、法律等の分野で高い見識や豊富な経験を生かし、独立した客観的な立場から経営陣の職務執行を監督する資質を有すること。

<解任検討基準>

- ・ 取締役(社外取締役を含む)又は監査役(社外監査役を含む)につき、重大な法令定款違反や、選任基準に照らして著しく適格性に欠けるなどにより職務執行に障害があると判断される客観的かつ合理的な理由があり、職務の執行を委ねることができないと判断される場合。

▶ 役員の報酬の額又はその算定方法の決定方針

基本報酬、業績連動賞与及び株式報酬等は、株主総会の決議によって定められた報酬限度額の範囲内において、取締役の報酬については、経営諮問委員会の審議を踏まえ、取締役会において決定することとしております。なお、監査役は監査役会の協議によって決定しております。

2011年6月29日開催の第88回定時株主総会の決議によって定められた報酬限度額は、取締役が年額350百万円(決議当時の員数7名)、監査役が年額60百万円(決議当時の員数5名)であります。

また、取締役の報酬限度額とは別枠に、2016年6月28日開催の第93回定時株主総会の決議によって定められた株式報酬等の取締役(社外取締役を除く)に対する報酬等の限度額は、3事業年度を対象として合計300百万円(決議当時の員数7名)であります。

(a)取締役

取締役(社外取締役を除く)の報酬は、中長期的な業績向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることを取締役報酬に関する基本方針とし、固定部分である基本報酬、変動部分である業績に連動する賞与、及び一部業績に連動する株式報酬等で構成しております。また、社外取締役の報酬は、基本報酬のみで構成しております。なお、基本報酬は役位毎の責任の重さや在任年数に応じて他社水準、当行の業績、従業員給与の水準も考慮しながら総合的に勘案し、決定しております。

業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合については、当行と同程度の事業規模や関連する業種に属する企業の水準を踏まえ検討を行うこととしております。

業績連動賞与及び株式報酬等の当該目標値は中期経営計画に定める年度毎の目標値としており、そのうち株式報酬は、67%を役位に基づく非業績連動部分、33%を業績目標(中期経営計画に定める年度毎の目標値)に基づく業績連動部分により構成しております。交付等が行われる当行株式等の数は、信託期間中の毎年一定の時期に付与されるポイントに基づき定まり、取締役退任時にポイントの50%は当行株式として交付を受け、残りについては、本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとしております。

(b)監査役

常勤監査役と非常勤監査役に大別し、監査役会の協議によって決定しております。

なお、監査役賞与の制度はありません。

<取締役および監査役の報酬等の総額>

(自2024年4月1日 至2025年3月31日)

役員区分	員数	報酬等の総額 (百万円)	基本報酬	業績連動賞与	非金銭報酬等
取締役(社外取締役を除く)	6	205	160	26	19
監査役(社外監査役を除く)	2	31	31	—	—
社外役員	6	43	43	—	—

(注)非金銭報酬等は、当行の中長期的な業績向上と企業価値の増大への貢献意欲を一層高めることを目的として、役員報酬BIP信託(以下「BIP信託」という。)と称される仕組みを採用した株式報酬等であります。BIP信託とは、役位や業績目標の達成度等に応じたポイントが当行の取締役(社外取締役を除く)に付与され、そのポイントに応じた当行株式および当行株式の換価処分金相当額の金銭が取締役の退任時に交付および給付される株式報酬型の役員報酬であります。

なお、非金銭報酬等には、当該制度に基づき当事業年度に付与された株式交付ポイントに関する費用を記載しております。

▶ 社外取締役（社外監査役）のサポート体制

社外取締役・社外監査役向けに取締役会の約1週間前に、資料を事前に配布した上で、事前説明会を開催し、取締役会において牽制的な立場から意見具申等を行える体制としております。

社外取締役は取締役会及び経営会議等へ出席しているほか、重要な情報は適時・適切に伝達される体制となっております。

社外監査役は取締役会へ出席しているほか、重要な情報は適時・適切に伝達される体制となっております。

社外監査役を含む監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役補助者を1名配置しております。

また、社外取締役・社外監査役に対し、重要な会議における議事録を回覧し、意思決定プロセスの高い透明性を確保しているほか、必要に応じて個別に情報提供を行うなど、柔軟なサポート体制としております。

▶ 取締役会の実効性評価

当行は、当行の取締役会の構成・運営・機能など、取締役会がその役割・責任を果たす上で重要と考えられる事項について、各取締役・監査役のアンケート形式による自己評価を踏まえ、取締役会の実効性について分析・評価を行うとともに課題の共有化を図っております。その結果の概要等は、以下のとおりです。

評価方法

2024年度においては、「取締役会の構成・運営・機能」のほか、「取締役・監査役の取組み」、「取締役・監査役への支援体制」、「経営諮問委員会」、「ステークホルダーとの関係」、「総括」などの全8項目、34問について、外部の知見を参考にしながら、分析・評価を実施しております。

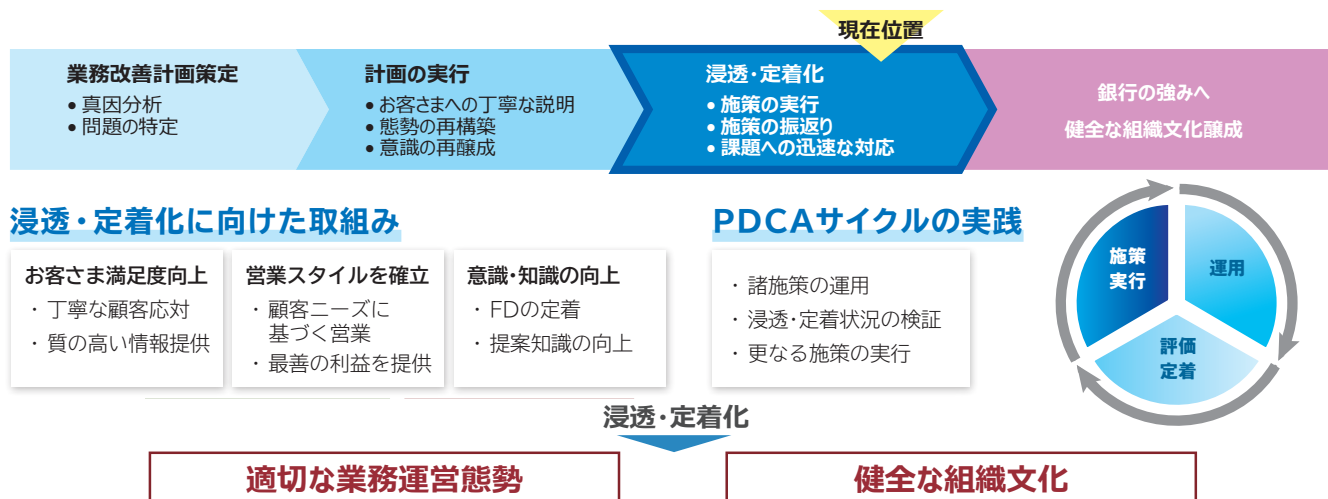
評価結果

取締役会は十分に機能していると評価しており、今後も経営環境の変化や業界動向等を踏まえて、更なる実効性向上に取り組んでまいります。

- ・社外役員向けに取締役会の事前説明会を開催しているほか、社外取締役の経営会議などへの参加や議事録閲覧等を通じて、意思決定プロセスの高い透明性を確保しております。社外取締役が意思決定プロセスの適切性や客観性を自身で確認し、取締役会において牽制的な立場から意見具申等を行うことで、実効性の高いガバナンスの発揮に努めております。
- ・社外役員を含めた取締役会メンバーに対し、当行を取り巻く環境や当行の実態を理解し、今後の環境変化への対応を検討・協議するための研修・トレーニングの機会を継続的に提供し、取締役会の機能向上、更なる議論の活性化に向けた環境整備に取り組んでおります。
- ・経営戦略の方向性を決定するにあたり、十分な議論が行われており、専門性を尊重しながら、相互に十分な監督・牽制が行われております。
- ・経営諮問委員会は、取締役会から独立し、指名や報酬などの重要な事項の決定に至る合理性やプロセスの客観性・透明性を確保し、独立社外取締役の適切な関与・助言を得ることにより、十分機能しております。
- ・2023年度の実効性評価の結果を踏まえ、取締役会において、当行を取り巻く環境や当行の実態を共有し、従業員エンゲージメント向上に向けた（人事制度改正など）人的資本経営への取組みやDXの推進・サイバーセキュリティへの対応強化に向け、十分な議論を重ねた上で、経営戦略に反映させております。
- ・コンダクトリスクの観点から、取締役会として、顧客本位の業務運営におけるお客さま満足度を含めた当行の実態把握に努め、内部監査の高度化を図るとともに、営業現場・本部双方で、自律的な業務運営態勢を構築し、健全な組織文化が醸成されるよう監督機能の発揮に努めており、当行の取組みによる浸透・定着度合いを検証しながら、更なる改善を図ってまいります。
- ・今後も、サステナビリティへの取組みを経営の重要課題の一つと考え、持続可能な業務運営に向け、次世代幹部人材・専門人材の育成や女性の活躍を推進するとともに、脱炭素社会やデジタル化の進展のほか、デフレ経済からの脱却に向けた経済環境などの当行を取り巻く環境変化を踏まえた戦略的な議論や、サイバーセキュリティへの対応に加え、各種リスクへの対応など、リスクに照らした議論を重ねていくことを共有しました。企業価値向上に向け、それらの重要課題に対する内部監査を強化するとともに、取締役会における議論を充実させ、中長期的な経営計画に反映させてまいります。
- ・当行グループ全体のガバナンスをより一層強化すべく、取締役会のあり方（構成・運営・機能など）、意思決定や監査・監督に必要な情報提供の充実のほか、ステークホルダーとより緊密に向き合うために、対話状況を共有しながら、改善の余地がないかを検討し、随時対応するとともに、顧客本位の業務運営を当行の組織文化として根付かせるため、取締役会の更なる実効性向上に取り組んでまいります。

▶「お客さま本位の業務運営」の浸透・定着化に向けた取組み

2023年8月に策定した業務改善計画に基づき、取締役会主導のもと、経営管理態勢(ガバナンス)と内部管理態勢の高度化を図ってまいりました。こうした取組みにより、外部機関によるお客さま満足度の指標にも一定の成果がみられるなど、お客さま本位の業務運営の浸透・定着が進展しております。今後も、更なる改善に向け、役職員一人ひとりがその取組みを徹底し、本支店一体となり適切な業務運営態勢の構築と健全な組織文化の醸成に一層取組んでまいります。



基本方針

- ・ お客さまニーズやご意向をしっかりと把握し、良質な商品・サービスのご提供に継続的に取組み、お客さまの最善の利益を実現
- ・ 「自らがお客さまの立場なら買わない商品や、友人・知人に勧められない商品、行員自身が理解していない商品は販売しない」との倫理観をより明確化

主要施策の進捗状況

実施項目	主な実施内容	実施時期	実施項目	主な実施内容	実施時期
① 業容に応じた業務運営態勢の構築			③ 内部管理態勢の強化		
お客さま本位の業務運営の徹底	● お客さま本位の業務運営の基本方針を再策定	2023年9月	モニタリング態勢の強化	● 適合性確認の強化	2023年4月～
	● 全従業員への研修・理解度テストで繰り返し徹底	2023年10月～		● お客さまアンケートの実施	2023年8月～
営業推進態勢の見直し	● お客さまセグメント別営業態勢の見直し	2023年4月		● アフターフォロー先アンケートの実施	2023年9月～
	● 本部営業部門をお客さま起点のセグメント別組織に再編	2024年3月		● モニタリングの高度化	2023年9月～
	● マーケットに応じた営業人員の再配置	2024年4月		● 全従業員アンケートの実施	2024年1月～
	● お客さま向けCXアンケートの分析結果の周知・研修の実施	2024年11月～	苦情対応態勢の強化	● モニタリング実施状況の経営陣への報告(毎月実施)	2023年9月～
業績目標・評価体系の見直し	● ちばぎん証券への紹介基準の制定と運用(運用の定期相互チェック態勢の確保)	2023年4月 2023年6月		● 仕組債に関する苦情対応	2023年8月～
	● 預り資産営業に関する評価体系の見直し(収益目標の廃止) (プロセス重視の評価) 2023年4月～ (営業店自主目標導入) 2025年3月～	2023年4月～ 2023年10月～ 2025年3月～	監査部門の強化	● 金融商品販売に関する苦情のコンダクトリスク観点での検証	2023年9月～
	● 業績目標や評価体系の検証態勢構築	2023年4月～		● コンダクトリスク観点を重視した検証(営業店・本部)	2023年10月～
研修体制の整備	● お客さま本位の業務運営に関する研修充実	2023年4月～		● 証券仲介業務の適切性の検証	2024年3月～
	● 研修内容・資料の適切性検証態勢構築	2023年10月～		● お客さま本位の業務運営の浸透・定着状況の検証	2023年10月～
② 経営管理態勢の強化			④ 法令等の遵守及び適正かつ健全な業務運営を前提とした銀証連携ビジネスモデルの構築		
ガバナンスの強化	● 品質向上委員会の新設(毎月開催し経営陣と状況を共有・協議)	2023年8月～	銀証連携ビジネスモデルの構築	● 相互チェック態勢の整備(適合性検証・紹介基準遵守状況確認)	2023年4月～
	● プロダクトガバナンス体制の構築(商品選定・見直し基準制定、経営陣の関与明確化)	2024年6月～		● アフターフォロー態勢の強化(ちばぎん証券とフォロー状況を毎週共有・協議、銀証連携会議の毎月開催)	2023年9月～
全部店における意識改革	● コンプライアンス研修の継続開催	2023年10月～			

役員一覧

取締役

取締役頭取 長堀 和正

1984年 4月 当行入行
2006年 4月 戸田西支店長
2008年 6月 越谷支店長
2010年 6月 総合企画部長
2011年 7月 執行役員
総合企画部長
2014年 6月 常務取締役
2017年 6月 専務取締役
2019年 6月 取締役頭取(現職)



取締役副頭取 白井 利幸

1985年 4月 当行入行
2007年 4月 伊奈支店長
2009年 6月 志木支店長
2011年 6月 営業企画部長
2013年 7月 執行役員
営業企画部長
2014年 4月 執行役員人事部長
2015年 6月 常務取締役
2020年 6月 専務取締役
2025年 6月 取締役副頭取(現職)



専務取締役 大友 謙

1988年 4月 当行入行
2010年 4月 新座支店長
2012年 6月 大井支店長
2014年 4月 越谷支店長
2016年 4月 営業統括部長
2016年 7月 執行役員
営業統括部長
2018年 6月 執行役員総合企画部長
2018年 7月 常務執行役員総合企画部長
2020年 4月 常務執行役員
2020年 6月 常務取締役
2025年 6月 専務取締役(現職)



常務取締役 宮崎 貴夫

1987年 4月 当行入行
2010年 4月 宮原西口支店長
2012年 6月 東川口支店長
2014年 1月 本店営業部副部長
2016年 4月 越谷支店長
2019年 4月 融資部長
2020年 6月 執行役員融資部長
2021年 1月 執行役員人事部長
2022年 6月 常務執行役員
2023年 6月 常務取締役(現職)



常務取締役 滝沢 潔

1992年 4月 当行入行
2017年 4月 岩槻支店長
2019年10月 営業統括部副部長
2021年 4月 北浦和支店長
2022年 6月 執行役員
北浦和支店長
2022年10月 執行役員
営業統括部長
2024年 4月 執行役員
2024年 6月 常務取締役(現職)



■ 社外取締役 満岡 隆一

1982年 4月 デーゼル機器株式会社(現・ボッシュ株式会社)入社
2005年 3月 同社執行役員
2007年 1月 同社常務執行役員
2009年 4月 同社専務取締役
2011年 7月 同社専務取締役
2011年11月 株式会社フジアイタック代表取締役社長(兼任)
株式会社FAニイガタ代表取締役社長(兼任)
2013年 7月 株式会社フジアイタック代表取締役社長退任
株式会社FAニイガタ代表取締役社長退任
2013年 8月 ボッシュ株式会社専務取締役
2016年 4月 同社取締役専務執行役員
2018年12月 同社取締役専務執行役員退任
2019年 6月 取締役(現職)



■ 社外取締役 真田 幸光

1981年 4月 株式会社東京銀行(現・株式会社三菱UFJ銀行)入行
1984年 8月 韓国延世大学留学
1997年 5月 株式会社東京三菱銀行(現・株式会社三菱UFJ銀行)主任支店長代理
1997年12月 ドレスナー銀行東京支店企業融資部長
1998年11月 愛知淑徳大学ビジネス・コミュニケーション研究所助教授
2002年 4月 同大学コミュニケーション学部教授
2004年 4月 同大学ビジネス学部教授
2014年 6月 多摩信用金庫員外監事(現職)
2021年 6月 取締役(現職)
2024年10月 嘉悦大学副学長(現職)
2024年10月 愛知淑徳大学名誉教授(現職)



■ 社外取締役 小林 彩子

2000年10月 弁護士登録
片岡総合法律事務所(現・弁護士法人片岡総合法律事務所)入所
2009年 1月 同法律事務所パートナー(現職)
2013年 9月 慶應義塾大学法科大学院非常勤講師
2019年 6月 株式会社キッツ社外監査役
2020年 4月 司法研修所民事弁護教官
2021年 6月 取締役(現職)
2023年 4月 慶應義塾大学法科大学院教授(現職)
2024年 3月 株式会社キッツ社外取締役(現職)



■ 監査役

■ 常勤監査役 黒澤 進

1984年 4月 当行入行
2006年 4月 三郷支店長
2008年 4月 総合企画部次長
2011年 4月 総合企画部副部長
2011年 6月 市場金融部副部長
2011年10月 市場金融部長
2012年 6月 リスク統括部長
2014年 6月 総合企画部長兼経営政策室長
2015年 7月 執行役員総合企画部長
2017年 6月 常務取締役
2022年 6月 常勤監査役(現職)



■ 常勤監査役 若林 一弘

1985年 4月 当行入行
2008年 4月 監査部次長
2014年 4月 監査部副部長
2015年 4月 飯能支店長
2016年 6月 事務集中部長
2017年 6月 事務統括部長
2018年 7月 執行役員事務統括部長
2020年 6月 執行役員監査部長
2021年 6月 常務執行役員総合企画部長
2022年 6月 常務執行役員
2023年 6月 常勤監査役(現職)



■ 社外監査役 毛塚 富雄

1972年 4月 野村證券株式会社入社
1993年 6月 同社取締役
1997年 5月 同社常務取締役
2000年 4月 同社専務取締役
2000年 6月 同社専務取締役退任
株式会社ジャフコ専務取締役
2002年 4月 同社取締役副社長
2010年 1月 同社取締役副会長
2010年 6月 同社常勤監査役
2012年 6月 同社常勤監査役退任
2013年 6月 監査役(現職)



■ 社外監査役 吉田 波也人

1983年 4月 日産自動車株式会社入社
1988年10月 中央新光監査法人(後のみずす監査法人)入所
1992年 3月 公認会計士登録
1993年11月 ドイツ・クーパースアンドライブランド公認会計士事務所へ海外出向
2000年 8月 同監査法人社員就任
2006年 9月 同監査法人代表社員就任
2007年 8月 監査法人トーマツ(現・有限責任監査法人トーマツ)入所
2007年 8月 同監査法人パートナー就任
2021年 6月 同監査法人退職
2021年 7月 吉田波也人公認会計士事務所開設、代表就任(現職)
2022年 6月 日本曹達株式会社取締役監査等委員就任(現職)
2022年 6月 監査役(現職)



■ 社外監査役 中野 晃

1979年 4月 埼玉県庁入庁
2004年 4月 埼玉県病院局経営管理課課長
2006年 4月 埼玉県総務部広報課課長
2008年 4月 埼玉県企画財政部財政課課長
2010年 4月 埼玉県企画財政部副部長
2012年 4月 埼玉県企画財政部参事兼副部長
2013年 4月 埼玉県企画財政部長
2015年 4月 埼玉県公営企業管理者
2016年 4月 埼玉県企画参事
2017年 4月 埼玉県信用保証協会常勤理事
2017年 5月 埼玉県信用保証協会専務理事
2019年 5月 埼玉県信用保証協会会長
2022年 6月 一般財団法人さいたま住宅検査センター監事(現職)
2022年 9月 公立大学法人埼玉県立大学監事(現職)
2023年 6月 監査役(現職)



■ 執行役員

常務執行役員 松浦 利隆
執行役員 渡辺 幸紀
執行役員 森田 太栄

常務執行役員 草生 一英
執行役員 武内 敬之
執行役員 磯中 克哉

執行役員 飯島 昇
執行役員 小山 雅弘
執行役員 北森 順子

執行役員 小森谷賢一
執行役員 金子 真之
執行役員 渡部 嘉夫

(2025年7月現在)

コーポレート・ガバナンスの充実が当行の持続的成長と企業価値向上の源泉と位置付け、取組みを強化しています。

また、経営の健全性の更なる向上に向けリスク管理体制の高度化に注力するとともに、銀行の社会的責任と公共的使命を果たすため、法令遵守体制や顧客保護管理体制の強化などにも継続的に取り組んでいます。

取締役および監査役の専門性と経験（スキルマトリックス）

【社内役員】			スキル区分					
氏名	役位	ジェンダー (性別)	経営戦略 (サステナビリティ)	営業	市場・国際	人事	コンプライアンス ・リスク管理	システム ・IT
長 堀 和 正	取締役頭取	男性	○	○	○	○	○	○
白 井 利 幸	取締役副頭取	男性	○	○		○	○	○
大 友 謙	専務取締役	男性	○	○	○	○		○
宮 崎 貴 夫	常務取締役	男性	○	○	○	○	○	
滝 沢 潔	常務取締役	男性	○	○			○	○
黒 澤 進	常勤監査役	男性	○	○	○		○	○
若 林 一 弘	常勤監査役	男性	○	○			○	○

各項目の詳細

経営戦略 (サステナビリティ)	企業経営や持続可能な組織運営に関する知識・経験・能力を有する
営業	営業活動や営業企画に関する知識・経験・能力を有する
市場・国際	有価証券運用や国際業務に関する知識・経験・能力を有する
人事	人事企画や人材育成に関する知識・経験・能力を有する
コンプライアンス・ リスク管理	コンプライアンスやリスク管理に関する知識・経験・能力を有する
システム・IT	システムの企画・運用やITに関する知識・経験・能力を有する

【社外役員】				スキル区分						
氏名	役位	独立性	ジェンダー (性別)	企業経営	金融	国際経験	法務	財務・ 会計	IT・ デジタル	地域経済 ・行政
満 岡 隆 一	社外取締役	○	男性	○		○			○	
真 田 幸 光	社外取締役	○	男性		○	○		○		○
小 林 彩 子	社外取締役	○	女性		○		○		○	
毛 塚 富 雄	社外監査役	○	男性	○	○			○		
吉 田 波也人	社外監査役	○	男性	○		○		○		
中 野 晃	社外監査役	○	男性	○	○					○

各項目の詳細

企業経営	経営環境の変化を見通し、経営戦略に反映させる上で、企業経営について幅広い知見を有する
金融	金融における高度な専門的知見を有する
国際経験	国際的なビジネスの経験により、海外の幅広い知見を有する
法務	法務における高度な専門的知見を有する
財務・会計	財務・会計における高度な専門的知見を有する
IT・デジタル	IT・デジタル分野の専門的な知見を有する
地域経済・行政	地域経済に精通し、行政についても幅広い知見を有する

社外取締役からのメッセージ



経営諮問委員会 委員長
社外取締役 満岡 隆一

▶ 2024年度の振り返り

2024年度は、中期経営計画「MCP 1/3」の2年目にあたり、同計画で掲げる「デジタル・人的資本への投資を通じたサステナブルな経営基盤構築」がしっかりと進展しているかどうか、そのための戦略遂行にあたって適切な経営判断がなされているかどうか注視、監督してきました。

人的資本経営

人的資本経営については、従業員の自律性や挑戦心をしっかりと引き出し、多彩な価値、すなわち幅広い視点でのダイバーシティを推し進めていることができていたかが肝要と考えますが、2024年7月の人事制度改正はその基礎条件を整えたものと考えております。

かねてよりジェンダーダイバーシティ推進には女性のロールモデルを作ることが重要と申し上げてきましたが、当行出身の女性執行役員など、登用が前進していることは評価しております。

また、エンゲージメント向上や人材確保に向けたベースアップや初任給引上げについても、地域を代表する金融機関として「賃金と物価の好循環」創出に向け率先して取組んでおり、時宜を得たものと考えております。

育成・研修といった人的資本への投資は着実に増加していますが、人的資本が銀行の価値創造の源泉であることを踏まえ、絶えず目線を引き上げていくことが必要であると取締役会等で申し上げます。

デジタル分野の取組み

デジタル分野については、3年間の投資額が当初計画を上回る見通しとのことですが、テクノロジーの変化スピードを踏まえ、更なる投資をより迅速に行っていく必要が出てくると考えております。

諸会議でサービスやシステムの更改が議案に上がってきますが、経営に与える影響や投資額などを慎重に見極めつつ、適切な権限移譲のもとと迅速な対応を行うべきではないかと意見を述べさせていただいています。

▶ 企業価値向上に向けて

企業価値向上にあたりましては、ステークホルダーとのコミュニケーションが何より重要であり、それも一方通行の情報発信ではなく、ステークホルダーの方々にいかに分かりやすく伝えるか、継続的に工夫していく姿勢が、情報開示においてより意識されるべきであると考えます。

今回、IR体制の強化を実施しましたが、PBR向上に向け、当行の成長ストーリーを分かりやすく、納得感ある形でより多くの株主・投資家の方々に伝えていくことを期待しています。また、社外取締役もぜひ対話に参加していきたいと考えております。

取締役会では、資本運営や政策保有株式などに関する株主・投資家の声にしっかりと耳を傾け、議論を深めてまいります。

▶ 執行側との情報格差解消に向けて

重要議案について社外役員への事前説明会が実施されているほか、経営会議や部長会議への参加、重要な諸会議の議事録の回覧、さらにはこうした会議体以外でのコミュニケーションを重ねていることで、取締役会ではより深い審議ができていると評価しております。

社外役員が牽制機能・監督機能を発揮することで、より適切な経営判断へと結び付いているものと考えており、今後も他の企業の事例なども参考にしつつ、執行側との情報格差解消に取組んでまいります。

▶ 今後に向けて

現在、2026年4月から始まる次期中期経営計画の議論が進んでおりますが、経済および社会が急速な変化を続けるなか、今後の成長ストーリーをいかに描き遂行していくか、それをステークホルダーとどう相互理解していくのか等、様々な課題があり、取締役会ではこうした課題にしっかりと向き合っていく重要な責務があります。

また、私が委員長を務めている経営諮問委員会では、成長ストーリーの具現化という視点で、より適切な指名・報酬について議論を深めておりますが、従業員のモチベーション向上に繋げていくための取組みや、サクセッションプランといったテーマについても積極的に議論していきたいです。

これからも「地域共存」「顧客尊重」という経営理念を掲げる当行の存在意義を踏まえながら、未来に向けた戦略について経営陣と建設的な議論を行っていく所存です。そしてこのことを通じ、お客さまと地域にとってなくてはならない銀行として、武蔵野銀行がステークホルダーの皆さまと手を携え共に成長していけるよう力を尽くしてまいります。

内部統制システムの整備の状況

当行では、内部統制システム構築に関する基本方針に基づき、内部統制システムの整備・強化に取り組んでおり、以下の体制を整備しております。

内部統制システム構築に関する基本方針

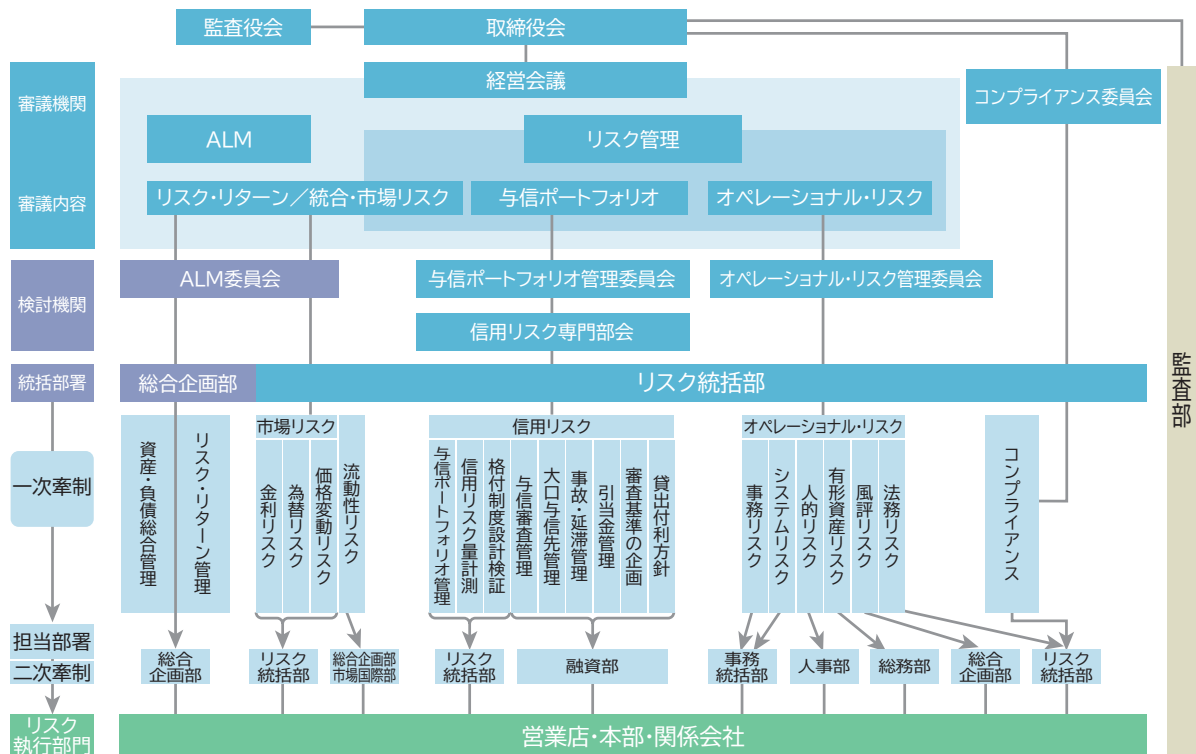
1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
4. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
5. 当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
6. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

リスク管理体制

金融の自由化、国際化の進展、金融・情報技術の発達に伴いお客さまニーズは年々高度化し、銀行業務に係る各種リスクも、ますます多様化・複雑化しています。

こうした環境の中、経営の健全性を維持・向上していくためには、リスク管理体制の高度化が欠かせません。当行では、こうした観点から、業務に係る各種リスクを個々に管理するとともに、それらのリスクを一元的に把握し、管理・運営を行う統合的なリスク管理の実現に向けて取り組んでいます。

● リスク管理に関する組織運営（リスク管理体制図）

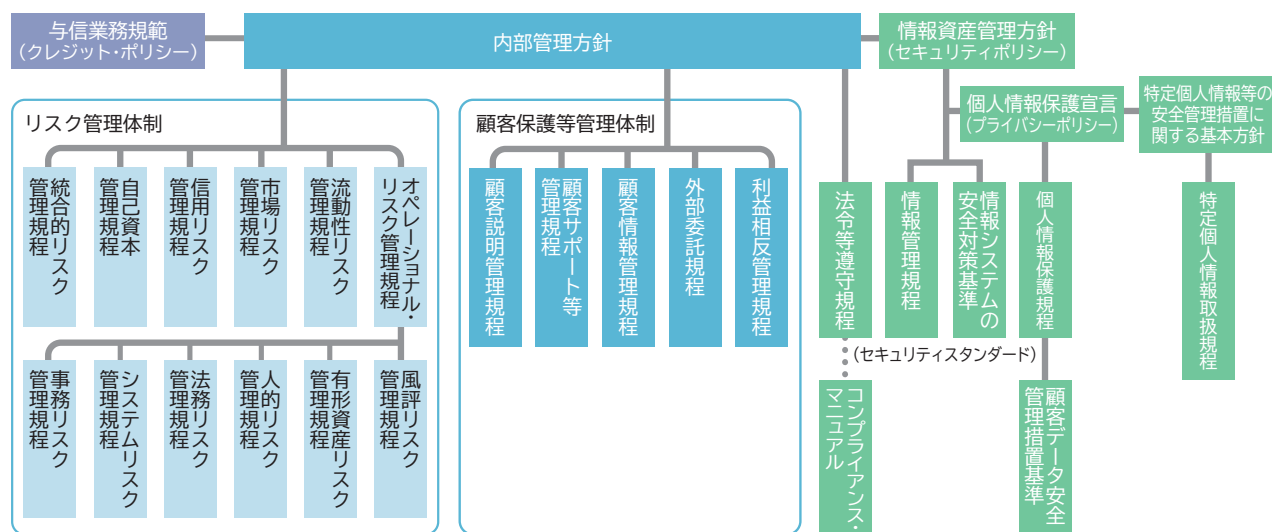


▶ リスク管理方針

銀行業務に付随するリスクが多様化・複雑化する中、業務運営の健全性・適切性を確保するため、戦略目標を踏まえた「内部管理方針」を制定し、本方針に基づいたリスク管理を行っています。

具体的には、管理すべきリスクの種類を①統合的リスク、②信用リスク、③市場リスク、④流動性リスク、⑤オペレーショナル・リスク（事務リスク、システムリスク等）に分類し、リスクの特性に応じた適切な管理を実施することとしています。

● 方針・規程類の体系図



▶ リスク管理の方法

統合的リスク、信用リスク、市場リスクについては、リスクを定量的に把握し、自己資本とのバランスを見極めながら、当行の規模に見合った適正なリスク量の下で安定した収益が確保できるよう管理しています。また、流動性リスク、オペレーショナル・リスクに対する管理は、規程・マニュアル等の充実を図るとともに、業務プロセスの管理を徹底することでリスクの発生を抑止しています。当行では、これらのリスクについて管理部署を定め、各リスクの特性に応じて適切に管理するとともに、各業務部門から独立した組織である「リスク統括部」が各リスクを網羅的、体系的に管理しています。

▶ 危機管理及び業務継続体制の整備

預金業務や為替等の銀行業務は、社会性・公共性の高い業務という観点から、銀行が果たす社会的責任として業務の継続性の確保が強く求められており、重要な経営課題と認識しています。

当行では、大規模地震やシステム障害、新型インフルエンザ等の非常事態が発生した場合の業務継続を図るため、緊急時対応計画(コンティンジェンシープラン)の中に業務継続計画(BCP ～Business Continuity Plan ～)を定め、具体的行動基準や対応策については各種対応マニュアルを制定するとともに、計画的訓練を通じ、全役職員の対応力や意識向上に取り組んでいます。あわせて、明らかとなった課題などについて改善を進めていくことで、BCPの実効性の一層の向上を図っております。

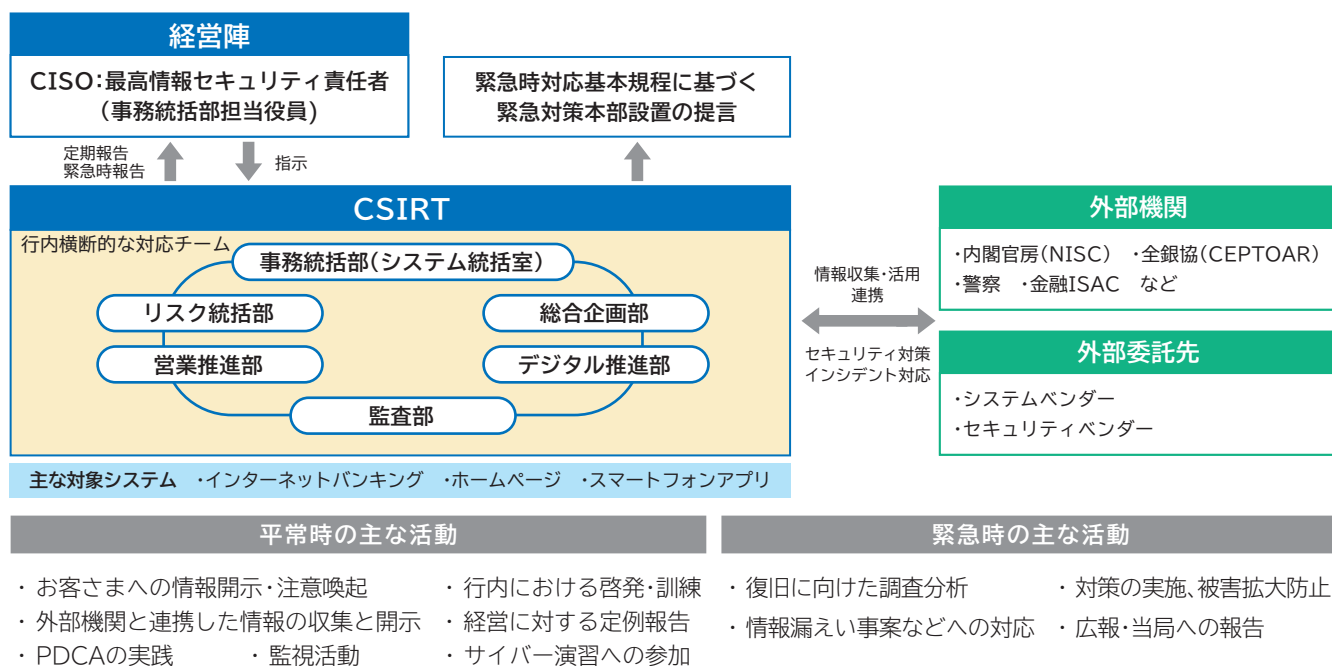
● 災害時における他の金融機関との相互支援

営業地域における大規模災害等発生時に、「金融機能の維持・早期復旧」を図っていくため、県内外の金融機関との相互支援・協力に関する協定を締結しています。

	名称	参加行	締結年月
埼玉県外金融機関	災害時相互支援に関する協定	山形銀行、筑波銀行、八十二銀行、阿波銀行、宮崎銀行、琉球銀行(「じゅうだん会」参加行)	2014年12月
埼玉県内金融機関	大規模災害時の相互支援に関する協定	埼玉りそな銀行、埼玉縣信用金庫、飯能信用金庫、川口信用金庫、青木信用金庫	2016年 1月

▶ サイバーセキュリティ管理態勢の構築

サイバー攻撃の未然防止や発生時の被害極小化・早期復旧等、実効性の高いサイバーセキュリティ管理態勢を目指すため、行内におけるCSIRTとして、「サイバーセキュリティ管理部会」を設置しています。本部会では、当行内のシステムやリスク管理等を担当する各部門が横断的に連携するとともに、内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)や警察等の外部機関やシステム提供会社とも密な情報共有や協議等を行い、平常時および緊急時(インシデント発生時)におけるさまざまな活動を展開しています。



● CSIRT(シーサート:Computer Security Incident Response Team)

組織内でサイバーセキュリティ管理を担うチームの総称。当行では「サイバーセキュリティ管理部会」およびその事務局がCSIRTとなっています。

コンプライアンス体制

銀行業務の社会的・公共的使命から、社会的規範を含む法令等を遵守した公正かつ透明な企業活動を自己規律、自己責任原則に基づき行うことが強く求められています。このような状況の中、当行では、役職員のコンプライアンスの徹底を経営の最重要課題の一つと捉え、当行が社会的責任と公共的使命を果たすため、経営陣自ら積極的に関与し、体制の整備や指導方法の確立等、コンプライアンス体制の強化に取り組んでまいりました。

今後も引続き、確固たる倫理観と誠実さを基本とした企業行動と自己責任原則に則った経営姿勢を一段と強め、法令、ルール及び社会規範等の遵守が日常業務や自らの行動の中で実践されるよう、さらなる体制の強化に努めてまいります。

▶ コンプライアンスの基本方針

当行では、役職員は経営の二つの指針である「経営理念」と「行動憲章」のもとに日常の行動に当たることを、コンプライアンスの基本方針としています。

「経営理念」では、「地域共存」、「顧客尊重」を永遠のテーマとして掲げ、埼玉県の地元銀行として地域経済・社会への貢献を果たし続けるとしています。また、「行動憲章」では、「銀行の公共的使命」を柱に、「質の高い金融サービスの提供」、「法令やルール等の遵守」、「社会とのコミュニケーションを通じた開かれた経営」、「従業員の人格の尊重」、「環境問題への取り組み」、「社会貢献活動への取り組み」、「反社会的勢力への毅然とした対応」をうたい、役職員はこれらのことを基本方針とし日々業務に専念しています。

▶ コンプライアンス運営体制

リスク統括部経営法務室が「コンプライアンス統括部署」として、コンプライアンスに係る法務問題の一元管理及びこれに関する調査・研究・指導を行うとともに、全部店に配置された「法令遵守担当者」と連携して、コンプライアンス体制の強化に取り組んでいます。営業店の法令遵守担当者とは定期的に会合をもち、情報の共有化や研修を通じてレベルアップを図り、本部各部の法令遵守担当者とは毎月会議を開催し、コンプライアンス問題の協議や情報の共有化に努めています。

この他にも、全部店の従業員に対し、コンプライアンス自己点検を定期的実施させ、統括部署がコンプライアンスの運営状況を把握する仕組みを採っています。

さらに、全行的なコンプライアンスに係る遵守状況のチェックや重要事項の検討を行う組織として、「コンプライアンス委員会」を設置しています。委員長には頭取が当たり、定期的に会議を開催しています。また、取締役会により承認された「コンプライアンス・プログラム」の進捗・実施状況の評価・チェックを行っています。コンプライアンス・プログラムは、コンプライアンスを実現するための具体的な行動計画を示したもので、コンプライアンス委員会により毎年見直しされています。

▶ コンプライアンス・マニュアル

当行では、役職員のコンプライアンスを徹底するため、取締役会により承認された「コンプライアンス・マニュアル」を用いて、全役職員に対する周知を図っています。

コンプライアンス・マニュアルは、当行の「経営理念」、「行動憲章」、「基本方針」、当行役職員として遵守すべき事項を定めた「遵守基準」、当行における教育、検証を含めた体制について解説した「コンプライアンス態勢」、銀行員の知識として必要な各種法規制等を解説した「法令解説編」を収めたもので、日常業務における判断や行動の基本となっています。

▶ 個人情報保護への取り組み

当行では、お客さまの個人情報を取扱う際の基本姿勢や利用目的等を明らかにした「個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）」を制定し、当宣言等に基づき個人情報の厳格な管理・運営を行っています。また2016年1月から取扱いが開始されたマイナンバー制度への対応についても、「特定個人情報等の安全管理措置に関する基本方針」を策定し、特定個人情報を取扱う際の基本姿勢等を明らかにするとともに、厳格な管理・運営を行っています。当行の「個人情報保護宣言」および「特定個人情報等の安全管理措置に関する基本方針」の内容は、ホームページ等において公開しています。

▶ マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止に向けた取組み

当行は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与（以下、「マネー・ローンダリング等」という）防止を経営戦略等における重要な課題の一つとして位置付け、基本方針に基づきマネー・ローンダリング等の防止に向けた管理態勢の構築に努めております。

また、全役職員に対し、マネー・ローンダリング等防止の重要性の理解促進に努めるため、研修等を継続的に実施し、関係法令や適切な事務取扱いの周知徹底を図っています。

▶ 反社会的勢力の排除

当行は、反社会的勢力排除の基本方針を定め、反社会的勢力との一切の関係遮断に向けて取組んでいます。また、基本方針に基づき、反社会的勢力に対する具体的な関係遮断の取組みを定めたマニュアルを策定し、研修等を通じて従業員の啓発に努めています。

反社会的勢力排除の基本方針

1. 当行及び武蔵野銀行グループは、社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体（以下、反社会的勢力と呼ぶ）とは一切の関係を遮断しこれを排除する。
2. 当行及び武蔵野銀行グループは、金融機関としての業務の公共性に鑑み、公共の信頼を維持し、預金者等の保護を確保すると共に金融の円滑を図り、業務の適切性及び健全性を確保するために、反社会的勢力と一切の関係を遮断、排除し、反社会的勢力に対し毅然とした態度で対応する。

顧客保護等管理体制

▶ 顧客保護への取組み

当行は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの資産、情報およびその他の利益を保護すること、並びに利便の向上を図るための顧客保護等管理の重要性を十分理解し、整備・確立に努め、以下に定める事項を実行いたします。

- ア. **顧客説明管理**…お客さまとの取引又は商品の説明および情報提供に際し、お客さまの知識、経験、財産の状況および金融商品の投資の目的や意向に照らして適切かつ十分な説明および情報提供を行います。
- イ. **顧客サポート等管理**…お客さまからの相談・苦情等については、適時・適切に対応し、再発防止および改善に努めます。
- ウ. **顧客情報管理**…お客さまの情報は、法令等並びに行内規程等に従い、適切に取得・利用し、安全管理に努めます。
- エ. **外部委託管理**…お客さまとの取引に関連して、その業務を外部委託する際には、お客さま情報その他お客さまの利益が損なわれないよう適切に管理いたします。
- オ. **利益相反管理**…お客さまとの取引にあたり、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理し、お客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼向上に努めます。

金融ADR制度

「金融ADR制度」とは、紛争事案について裁判によることなく（裁判外で）、紛争解決（ADR）機関によるあっせん・調停・仲介のもと、紛争の解決を行う制度です。

当事者間で解決を図ることが困難な場合に、お客さまと金融機関のいずれか一方からの申立てにより、当行が契約している指定銀行業務紛争解決機関である一般社団法人全国銀行協会が、裁判手続よりも迅速、簡易、安価で柔軟な解決を図ります。

〈当行が契約している指定銀行業務紛争解決機関〉
一般社団法人全国銀行協会
連絡先：全国銀行協会相談室
電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772

▶ お客さまの大切なご資産を守るために

インターネットバンキングおよびスマートフォンアプリの不正使用被害の未然防止

お客さまに安全にご利用いただくため、さまざまなセキュリティ対策を実施しているほか、ホームページ等を通じてお客さまへの注意喚起に努めています。

インターネットバンキングのセキュリティ対策

- 個人インターネットバンキング「むさしのダイレクト」では、スマートフォン専用のセキュリティアプリ「むさしのダイレクトアプリ」やお振込みの際に利用する一回限りの使い捨てパスワード「ワンタイムパスワードアプリ」の無償提供を行っています。
- 法人インターネットバンキング「むさしのビジネス・ダイレクト」では、トランザクション認証※機能付ワンタイムパスワードを採用し、不正使用被害の防止に努めています。フィッシングや不正なポップアップをはじめさまざまな攻撃に対応し、不正送金被害からお客さまを守る「PhishWallプレミアム」を無償提供するほか、不正取引の早期発見等のセキュリティ強化策として登録メールアドレスへ取引結果を即時に通知しています。



※トランザクション認証とは、強固なセキュリティ対策の一つで、振込先口座番号等のお客さま情報を使用しパスワードを生成することで、悪意の第三者が振込先を改ざんし、意図しない口座に振り込むという犯罪等を防止できるものです。

スマートフォンアプリのセキュリティ対策

- お客さまのスマートフォンと銀行との間のインターネット通信は、暗号化して盗聴や改ざんを防止しています。
- 指紋認証や顔認証によるアプリへのログインを可能とすることで、セキュリティの一層の強化を図っています。
- 振込等のお取引時には、届出電話番号にSMS（ショートメッセージ）または電話（自動音声）にて認証番号を通知し、本人確認のための追加認証を行っています。
- 普段と異なる端末から初回登録があった場合は、メールでお知らせします。
- 外部のセキュリティ診断会社から安全性に関する第三者評価を受けています。

埼玉県警察との「特殊詐欺等の被害防止にかかる協定」締結

2024年10月、特殊詐欺等の被害防止に向けた取組みの一層の実効性向上を目指し、県内に本店を置く銀行・信用金庫・信用組合とともに協定を締結しました。埼玉県警察が保有する不正利用口座データによるモニタリングを行うとともに、詐欺被害の実態や手口を学ぶ研修会を実施しています。

振り込め詐欺等特殊詐欺被害の防止

店頭やATMコーナー、また、ホームページ等を活用し、お客さまに積極的な注意喚起を行っているほか、埼玉県警察からの要請に基づき、「預金小切手」を活用した防止策を行っています。これはご高齢のお客さまが多額の現金引き出しをご希望される場合に、第三者が現金化することが困難な記名式預金小切手のご利用をお薦めすることで、被害の未然防止を図るものです。

また、ATMに誘導する振り込め詐欺被害の防止とキャッシュカード手渡し型詐欺被害を最小限に食い止めるため、一定条件に該当するご高齢のお客さまの口座を対象にキャッシュカードの振込機能の利用制限および1日当たりの利用限度額の引下げを行っています。

キャッシュカードの盗難・偽造被害防止

ICキャッシュカードや指静脈認証方式の生体認証付ICキャッシュカードのお取扱いを行っています。また、ATMによる1日あたりの支払限度額の設定やATMによる暗証番号変更サービス、ATM画面への偏光シール貼付等も行っています。

なお、生体認証付ICキャッシュカード対応のATMは全店に設置しています。



生体認証付ICキャッシュカードは、指静脈認証方式を採用

電子決済サービスの不正使用防止

当行では、お客さまが電子決済サービスに当行口座の登録を行う際、生年月日・キャッシュカード暗証番号等のお客さま情報のほかに、ワンタイムパスワードによる本人確認を行っています。